

感染症対策について

甲府市 保健衛生部 医務感染症課
(甲府市保健所)

1

本日お伝えすること

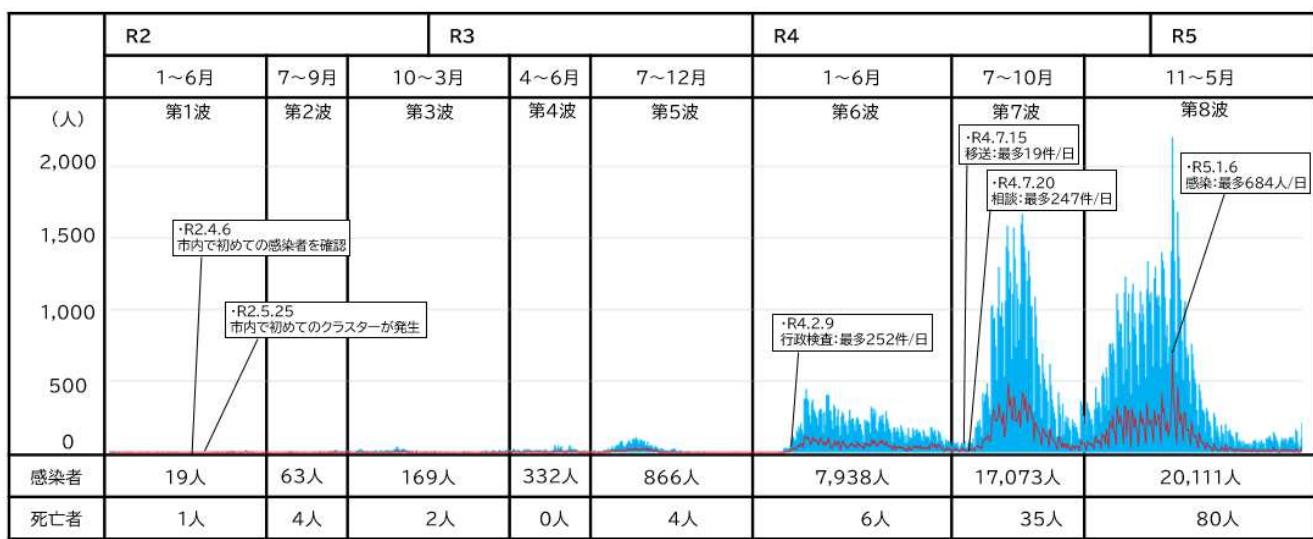
- 1 新型コロナウイルス感染症対応における
課題を踏まえた平時からの取り組みについて
- 2 保健所への各種報告等について

2

1 新型コロナウイルス感染症対応における 課題を踏まえた平時からの取り組みについて

3

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況

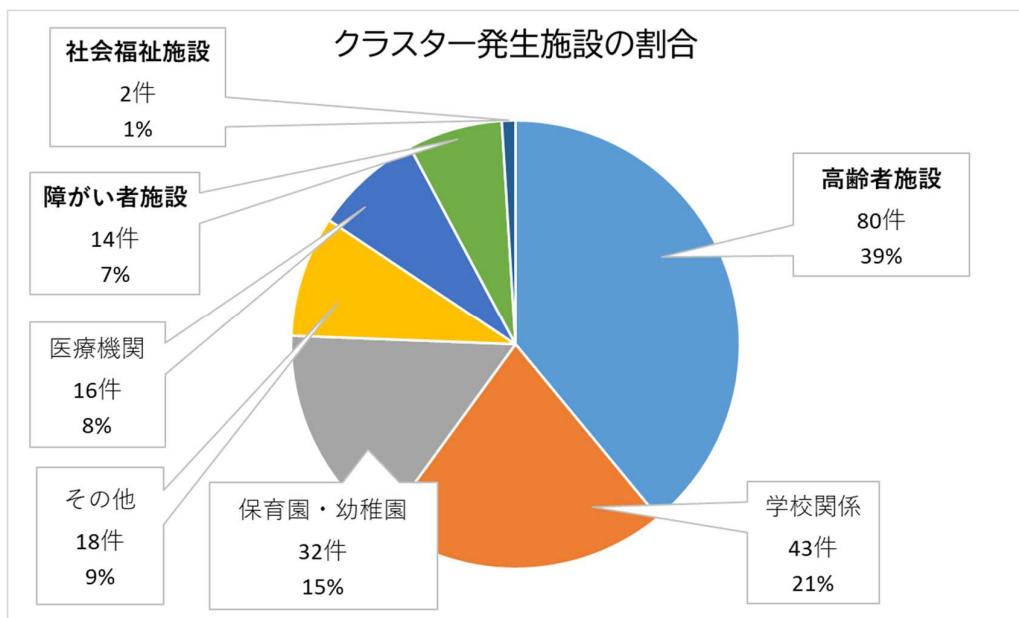


※グラフは青:山梨県、赤:甲府市

※下段の感染者・死者数はいずれも甲府市

4

(2) 市内におけるクラスターの発生状況



5

(3) 新型コロナウイルス感染症の対応における主な課題 ～施設等に関連するもの～

◆ 患者の移送体制の確保

陽性者が病院や宿泊療養施設へ入院・入所する際の移動手段の確保が必要に

移送需要の増加に備えた
移送体制の確保が必要

◆ 療養者への支援の充実

コロナ感染を機に通常の介護・障がいサービスを受けることが困難に

切れ目ないサービス提供
体制づくりが必要

◆ クラスター発生時の対応の強化

施設内で利用者や職員のクラスターが発生

サービス提供の継続自体
が危ぶまれる事態に

◆ 正しい情報の収集・発信及び個人情報保護や人権尊重への配慮

感染への不安
公表による誹謗中傷・風評被害

情報発信方法の検討や
情報保護などへの配慮が必要

6

(4) 課題を踏まえた平時からの取り組みについて ～甲府市感染症予防計画の策定～

背景：

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に改正感染症法が公布され、保健所設置市においても感染症予防計画を策定することとされた。

策定の趣旨：

- ・市の実情に即した、感染症の発生の予防及びまん延の防止

策定に際して：

- ・医療、福祉分野等の関係者、有識者で構成する甲府市感染症対策連携会議で意見を聴取した上で素案を作成。パブリックコメントにより市民の意見を反映し策定。

※甲府市ホームページで計画について詳しくご覧いただけます↓
<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/imkansen/kansensyo/yoboukeikaku.html>



7

(5)-1 甲府市感染症予防計画（基本的な方向）

➤ 事前対応型行政の構築

- ・事後対応だけでなく、感染症の発生の予防及びまん延の防止に重点を置いた事前対応の施策を推進。
- ・市連携会議や県連携協議会における取組状況等の報告等により、PDCAサイクルに基づく改善を図る。

➤ 市民一人ひとりへの感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

- ・感染症の予防及び治療に必要な情報を市民へ積極的に公表。
- ・予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進。

➤ 人権の尊重

- ・感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする。
- ・差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。

➤ 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

- ・発生状況等の的確な把握に向けた、感染症の病原体の検査を含めた感染症発生動向調査の実施。
- ・関係機関との連携及び関連計画との整合性を図り体制を構築。

➤ 各主体の役割の明確化

- ・市：地域の特性に配慮しながら施策を実施、感染症対策に必要な基盤整備
- ・市民：正しい知識を持つ、予防に必要な注意を払うよう努める、人権の尊重
- ・医療関係者、社会福祉施設の管理者等：良質かつ適切な医療の提供、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める

➤ 予防接種

- ・ワクチンの有効性及び安全性の評価に留意し、ワクチンに関する正しい知識の普及を進める。

8

(5)-2 甲府市感染症予防計画（平時からの取り組み）

① 施設内の患者及び職員の健康管理の実施（第4章 1の一）

- ・感染症の早期発見やまん延防止のために実施をお願いします。

② 防護服等の感染対策物資の備蓄の促進（第3章 2の一の(11)）

- ・コロナ禍初期にはマスク等の感染対策物資の入手が困難になりました。
- ・各施設等においても、有事に備えた備蓄をお願いします。

③ 感染症のまん延防止に向けた出前講座等を実施（第3章 2の一の(8)）

- ・集団指導での情報共有や、各施設等からの要請に応じて出前講座を実施します。
- ・出前講座は従事者の資質向上やまん延防止に資する内容を基本としますが、各施設の実情も踏まえた内容とします。

9

(5)-2 甲府市感染症予防計画（平時からの取り組み）

④ 感染症対策研修会の実施（第3章 7の二の(5)）

- ・介護・障害福祉サービス事業所等のサービスが継続されるよう、通いや訪問などの在宅系サービス事業所を対象に研修会を行います。
- ・切れ目ない支援の実践のため隨時感染症に関する予防策や情報を提供します。

⑤ 施設内感染に関する情報や成果等について

社会福祉施設等の現場の関係者に提供（第4章 1の二）

- ・施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修会に関する情報を医師会等の関係団体等の協力を得て、社会福祉施設等の現場の関係者に提供し活用を促します。

⑥ 各社会福祉施設の業務継続計画（BCP）策定や

感染対策マニュアルの見直し等を支援（第3章 2の一の(10)）

10

(5)-3 甲府市感染症予防計画（有事の取り組み）

① 感染症に関する専門人材の派遣調整（第3章 2の一の(9)、7の二の(4)

- ・早期に専門人材による助言・指導を要すると判断される場合に派遣調整を行います。
- ・ゾーニング等の感染対策の助言を受けることができます。

② 外出自粛対象者が社会福祉施設等において過ごす場合は

施設内の環境整備について助言（第3章 7の一）

- ・専門人材や保健所職員が施設内のまん延防止のために指導助言を行います。

11

(6) まず取り組めること（正しい知識と理解）

疾患名	感染経路	その他
新型 コロナウイルス	飛沫感染 接触感染	●令和5年5月8日に感染症法上の扱いが5類に移行。
ノロウイルス	経口感染 接触感染	●消毒には次亜塩素酸ナトリウムが有効。
HIV・エイズ	血液感染 性的感染 母子感染	●HIVは血液、精液、膣分泌液、母乳などに多く分泌され、唾液、涙、尿などの体液では他者に感染させるほどのウイルス量は分泌されない。 ●抗HIV薬を適切に使用することで、HIVの血中ウイルス量が検出限界未満に抑えられ、他の人へ感染させる可能性が低くなる。
B型肝炎 ウイルス	血液感染 性的感染 母子感染	●歯ブラシ・剃刀などの共用は避け、血液や体液に触れる際には手袋を着用する。

平時からのスタンダードプリコーション（標準予防策）の実施が大切です

スタンダードプリコーションとは…？

血液、体液、分泌物、排泄物、あるいは傷のある皮膚や、粘膜を感染の可能性のある物質とみなし対応していく感染対策のこと。

12

2 保健所への各種報告等について

13

(1) 感染症発生時の報告・相談

報告基準（①～③のいずれかの場合）：

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死者又は重篤患者が1週間のうちに2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告が必要と認めた場合

※報告基準の「感染症」とは新型コロナウイルス感染症を含む、全ての感染症を指します。

報告先・報告方法：

- 各施設を所管する甲府市役所各課への報告
するとともに
- 甲府市保健所医務感染症課へ別添“感染症関係：甲府市保健所への相談様式（施設用）”により報告（FAX：055-242-6178）。

（平成17年2月22日厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」による）

14

(1) 感染症発生時の報告・相談

報告をいただいた後の対応イメージ：

- ① 社会福祉施設等から保健所へ感染症発生について報告
- ② 保健所から社会福祉施設等へ状況を確認
- ③ 感染拡大防止に向けた対応について助言
(必要時、保健所から山梨県へやまなし感染管理支援チーム【YCAT】の派遣調整し、感染拡大防止に向けてより専門的な助言指導を受けられるよう調整)

**感染症対応は初期対応が極めて重要です。
早期に感染対策を行うことで新たな感染者や重症患者を減らすことができます。**

なお、報告基準によらず、施設内で複数の下痢・嘔吐を呈する者が出ていた場合等は直ちに保健所へ電話でご相談ください。

15

(2) 結核定期健康診断の実施と報告

- 根拠：感染症法第53条の2及び7
- 目的：結核の早期発見や集団感染の防止
- 施設種別ごとの実施対象者：

施設種別	対象者	実施時期
介護老人保健施設	業務に従事する者(※1)	毎年度
・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・障害者支援施設[入所系]	業務に従事する者(※1) 入所している者(※2)	毎年度 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度

※1：「業務に従事する者」とは、当該施設において、施設の設置者・管理者の管理の下、業として行われる業務に現に従事する者を広く含むものとされています。常勤・非常勤の種別を問わず、現に反復継続して当該業務に従事している者は該当となります。

※2：「入所している者」とは、行政措置又は契約によって施設に生活の本拠を有し、日常生活の大部分を長期間にわたり送っている者に限られ、単に通所している者や当該施設で提供される他の福祉サービスを利用している者等は含まれません。

- 報告方法：別添“結核定期健康診断実施報告書”を利用して、ひと月ごとに取りまとめて、FAX、郵送、メール等で保健所へご報告ください。

※甲府市ホームページで詳しくご覧いただけます！
<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kenkoese/kekakuteiki.html>

16

ご清聴ありがとうございました

甲府市の
感染症の発生予防やまん延防止に向けて
ご協力をよろしくお願いします！